

いわき市省エネ給湯転換補助金交付要綱を次のように制定する。

令和8年3月31日

いわき市長 内 田 広 之

## いわき市省エネ給湯転換補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における脱炭素化を推進するため、温室効果ガス排出量の多い灯油を使用した給湯器から電気やガスを熱源とする高効率給湯器に取替する者に対して行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において補助の対象となる機器は、別表第1に掲げる機器で未使用のもの（以下「機器」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、自ら居住する住宅（市の区域内の住宅であって、店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）に機器を購入し設置した個人とする。

2 前項の補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) いわき市の市税を完納していること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする機器に対するこの要綱に基づく補助金以外の市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。
- (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する者が販売又は施工する機器を設置していること。

- (4) 既存の灯油による給湯設備を撤去し、前条に掲げる設備を設置すること。
- (5) 補助金の交付申請をする年度の4月1日から12月末までに機器の設置を完了すること。
- (6) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと。

3 補助金の交付は、同一年度において、1世帯につき1回限りとする。  
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、機器の設置又は購入に要した費用とし、別表第2の左欄に掲げる機器につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

（補助金等交付申請書の添付書類等）

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、補助金の交付申請をする年度の3月31日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 機器設置報告書兼同意書（第1号様式）
- (2) 市税完納証明申請書（第2号様式）
- (3) 取替前後の機器の設置状況が確認できる写真
- (4) 機器の設置費が確認できる書類の写し（領収書又は契約書等）
- (5) 機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (6) 機器を設置する住宅の位置図
- (7) 住宅所有者の機器設置に係る承諾書（当該住宅の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。）
- (8) 住民票の写し（機器が設置された住宅への居住が確認できるものに限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第6条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書

の規定により省略するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ、処分承認申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

### 別表第1 (第2条関係)

補助対象機器	内容
ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	ア CO <sub>2</sub> を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器であるもの イ 国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されているもの
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)	ア 潜熱を回収するための熱交換機を備えている給湯器とヒートポンプ式を組み合わせた給湯器であるもの イ 国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されているもの

別表第2（第4条関係）

補助対象機器	補助金の額
ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	20,000円
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯器）	30,000円